

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の適用)</p> <p>1-5-19 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、法第37条第3項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合、同項第3号若しくは第4号《<u>高額特定資産を取得した場合等</u>の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第4項が適用される場合を除き、<u>同条第1項</u>《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるものであるから留意する。</p> <p>(入会金)</p> <p>5-5-4 同業者団体、組合等がその構成員から收受する入会金（返還しないものに限る。）については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものにつき、当該同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その入会金を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(支払手段の範囲)</p> <p>6-2-3 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する「外国為</p>	<p>(新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の適用)</p> <p>1-5-19 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、法第37条第3項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合、同項第3号《<u>高額特定資産の仕入れ等を行った場合</u>の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第4項が適用される場合を除き、<u>法第37条第1項</u>《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるものであるから留意する。</p> <p>(入会金)</p> <p>5-5-4 同業者団体、組合等がその構成員から收受する入会金（返還しないものに限る。）については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものにつき、当該同業者団体、組合等が<u>同号に規定する</u>資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その入会金を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(支払手段の範囲)</p> <p>6-2-3 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する「外国為</p>

改 正 後	改 正 前
<p>替及び外国貿易法第6条第1項第7号《定義》に規定する支払手段」とは、次のものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 銀行券、政府紙幣及び硬貨 (2)～(5) (省略) (注) (省略)</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に定める要件を満たし、都道府県知事等から当該要件を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注)1 都道府県知事等とは、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市、<u>同法第252条の22第1項の中核市若しくは児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市の長</u>をいう。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(輸出証明書等)</p>	<p>替及び外国貿易法第6条第1項第7号《定義》に規定する支払手段」とは、次のものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 銀行券、政府紙幣、<u>小額紙幣</u>及び硬貨 (2)～(5) (同左) (注) (同左)</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に定める要件を満たし、都道府県知事等から当該要件を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注)1 都道府県知事等とは、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u>をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(輸出証明書等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p>(注) 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《<u>情報通信技術活用法の適用</u>》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ 郵便による輸出のうち当該輸出の時ににおける輸出される資産の価額が20万円以下の場合 規則第5条第1項第2号イ又はロ《郵便物を輸出した場合の輸出証明》に規定する書類</p> <p>ニ～ト （省略）</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p><u>(輸出しないときの範囲)</u></p> <p>8-1-5の2 <u>輸出物品販売場において法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する物品を令第18条第2項各号《購入手続》に掲げる方法（同項第3号及び第6号に掲げる方法を除く。）により購入した非居住者が、本邦から出国する際に当該物品を所持していなかった場合には、原則として、法第8条第3項《輸出免税物</u></p>	<p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p>(注) 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《<u>情報通信技術利用法の適用</u>》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ 郵便による輸出のうち当該輸出の時ににおける輸出される資産の価額が20万円以下の場合 規則第5条第1項第2号《郵便物を輸出した場合の輸出証明》に規定する<u>帳簿又は書類</u></p> <p>ニ～ト （同左）</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</u></p> <p><u>ただし、非居住者が本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきときは、同項に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>なお、非居住者が居住者となる場合において、その居住者となる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、その居住者となる日までに当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきときも同様とする。</u></p> <p><u>(1) 輸出許可書又はその写し</u></p> <p><u>(注) 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</u></p> <p><u>(2) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物（以下8-1-5の2において「小包郵便物等」という。）として当該物品を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し</u></p> <p><u>イ 当該物品を輸出する者の氏名及び住所又は居所</u></p> <p><u>ロ 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額</u></p> <p><u>ハ 当該物品の受取人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地</u></p> <p><u>ニ 日本郵便株式会社による当該物品の引受けの年月日</u></p> <p><u>(3) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する通常郵便物として当該物品を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの <u>(4) (2)又は(3)に掲げる書類に準ずる書類((2)イからハマまでに掲げる事項及び当該物品の輸出を引き受けた者(貨物利用運送事業法第20条《許可》又は第45条第1項《許可》の規定による許可を受けて同法第6条第1項第5号《登録の拒否》に規定する国際貨物運送に係る同法第2条第8項《定義》に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者に限る。)による引受けの年月日が記載されたものに限る。)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(購入者誓約書の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</u></p> <p><u>8-1-9 基地内輸出物品販売場(令第18条第2項第4号《購入手続》に規定する基地内輸出物品販売場をいう。以下8-2-1までにおいて同じ)において、規則第6条第6項《購入者誓約書の記載事項の省略》の規定により、購入者誓約書(令第18条第2項第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下8-1-10までにおいて同じ。)又は運送契約書の写し(同項第6号に規定する書類をいう。以下8-1-9及び8-1-11において同じ。)に明細書等(規則第6条第6項に規定する明細書等をいう。以下8-1-9において同じ。)を貼り付ける場合は、最初に貼り付ける明細書等は、当該購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上で割印し、以後に貼り付ける明細書等は、その直前に貼り付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</u></p> <p><u>なお、この場合の印の形式は次の形式による。</u></p> <div data-bbox="1205 1203 1301 1394" style="text-align: center;">  </div>

改 正 後	改 正 前
<p>(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入者誓約書の作成方法)</p> <p>8-1-10 同一の基地内輸出品物販売場(令第18条第2項第4号<購入手続>に規定する基地内輸出品物販売場をいう。以下8-2-1までにおいて同じ。)において、同一の日に、同一の合衆国軍隊の構成員等(同号に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。)に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書(同号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号<購入手続>に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。)は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、所属、機関など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出品物販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-11 手続委託型輸出品物販売場(令第18条の2第2項第2号<手続委託型輸出品物販売場の許可要件>に規定する手続委託型輸出品物販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)における免税販売手続(令第18条第6項<購入記録情報の提供>に規定する免税販売手続をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)は、免税販売手続(購入記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)の提供に係るものを除く。)の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者(令第18条の2第7項<承認免税手続事業者の定義>に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)が当該販売場を経営</p>	<p>規格おおむね横6mm、縦8mm</p> <p>(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入者誓約書の作成方法)</p> <p>8-1-10 同一の基地内輸出品物販売場において、同一の日に、同一の合衆国軍隊の構成員等(令第18条第2項第4号に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。)に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、所属、機関など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出品物販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-11 手続委託型輸出品物販売場(令第18条の2第2項第2号<手続委託型輸出品物販売場の定義>に規定する手続委託型輸出品物販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)における免税販売手続(令第18条第6項<購入記録情報の提供>に規定する免税販売手続をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)は、免税販売手続(購入記録情報(令第18条第6項に規定する購入記録情報をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)の提供に係るものを除く。)の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者(令第18条の2第7項<承認免税手続事業者の定義>に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)が当該</p>

改 正 後	改 正 前
<p>する事業者に代わって行うこととなるから、令第 18 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号《<u>購入手続</u>》の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業者とする事業者に対して行うこととされている旅券等（同項第 1 号イに規定する旅券等をいう。以下 8—1—11 において同じ。）の提示及び当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）又は同項第 3 号《<u>購入手続</u>》の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業者とする事業者に対して行うこととされている旅券等の提示、当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）及び運送契約書の写し（同項第 3 号ロに規定する書類をいう。）の提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、同条第 10 項《非居住者に対する説明義務》の規定により非居住者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p>（輸出物品販売場の許可）</p> <p>8—2—1 法第 8 条第 6 項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第 18 条の 2 第 2 項第 1 号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下 8—2—1 及び 8—2—5 において同じ。）<u>、</u> <u>手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場（令第 18 条の 2 第 2 項第 3 号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下 8—2—1 及び 8—2—5 において同じ。）</u>の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>なお、<u>基地内輸出物品販売場の許可の区分に、自動販売機型輸出物品販売場は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>販売場を営業者とする事業者に代わって行うこととなるから、令第 18 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号《<u>購入手続</u>》の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業者とする事業者に対して行うこととされている旅券等（同項第 1 号イに規定する旅券等をいう。以下 8—1—11 において同じ。）の提示及び当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）又は同項第 3 号の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業者とする事業者に対して行うこととされている旅券等の提示、当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、同条第 10 項《非居住者に対する説明義務》の規定により非居住者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p>（輸出物品販売場の許可）</p> <p>8—2—1 法第 8 条第 6 項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第 18 条の 2 第 2 項第 1 号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下 8—2—1 において同じ。）<u>又は</u> <u>手続委託型輸出物品販売場の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>自動販売機型輸出物品販売場</u></p> <p><u>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。</u></p> <p><u>(イ) 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p><u>(ロ) 法第8条第7項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p><u>ロ 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</u></p> <p><u>ハ 一の指定自動販売機（免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）をいう。）のみを設置する販売場であること。</u></p> <p>（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認）</p> <p>8-2-5 臨時販売場（法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下8-2-5及び8-2-9において同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認》の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（<u>自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者</u>にあっては、次に掲げる(1)イ及び(2)の要件を満たす事業者）に与えるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>（臨時販売場を設置する事業者に係る承認）</p> <p>8-2-5 臨時販売場（法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下8-2-9<u>まで</u>において同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</p> <p>(3) <u>一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》の許可を受けている事業者であること。</u></p> <p>(注) <u>臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)ロの要件を満たす必要があることに留意する。</u></p> <p>なお、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり（特定商業施設が令第18条の2第5項《商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例》に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号《特定商業施設の定義》に規定する組合員が経営する販売場に限る。）、かつ、8-2-1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</p> <p>(臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消すことができる場合)</p> <p>8-2-9 令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者</p>	<p>(2) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</p> <p>(注) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)ロの要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり（特定商業施設が令第18条の2第5項に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号に規定する組合員が経営する販売場に限る。）、かつ、8-2-1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</p> <p>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合)</p> <p>8-2-9 令第18条の5第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すこ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための体制が十分なものでなくなった場合、設置する臨時販売場の場所が不相当と認められる場合及び臨時販売場を設置しようとする事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、臨時販売場を設置しようとする事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p>	<p>とができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための体制が十分なものでなくなった場合、設置する臨時販売場の場所が不相当と認められる場合及び臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、臨時販売場を設置する事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p>